

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】令和6年11月29日(2024.11.29)

【公開番号】特開2023-79567(P2023-79567A)

【公開日】令和5年6月8日(2023.6.8)

【年通号数】公開公報(特許)2023-106

【出願番号】特願2021-193082(P2021-193082)

【国際特許分類】

G 01 S 7/03(2006.01)

10

G 01 S 13/931(2020.01)

【F I】

G 01 S 7/03 240

G 01 S 13/931

【手続補正書】

【提出日】令和6年11月20日(2024.11.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両の側方の状態を検出する検出器の取付構造であって、

前記車両のフレームに支持され、前記フレームから車幅方向外側へ延出する形状をなし
補機が搭載される取付部材と、

前記取付部材において前記車幅方向外側に位置する端部に配設されるとともに前記取付
部材に対し開閉機構を介して開閉自在に連結され、前記検出器が直接又はブラケットを介
して間接的に取り付けられたパネル部と、を備えた

ことを特徴とする検出器の取付構造。

30

【請求項2】

前記パネル部は、前記車幅方向外側から見て前記補機に少なくともその一部を重複した
閉状態と前記車幅方向外側から見て前記補機に重複しない開状態とに移動可能であり、前
記閉状態において前記検出器が前記車両の側方の状態を検出可能な位置に配置される
ことを特徴とする請求項1に記載の検出器の取付構造。

【請求項3】

前記取付部材と前記パネル部を連結するヒンジ部を備え、
前記パネル部は前記ヒンジ部により回動し開閉する
ことを特徴とする請求項1または2に記載の検出器の取付構造。

40

【請求項4】

前記ヒンジ部は、前記パネル部の下端に取付けられ、
前記パネル部は下端を中心を開閉する
ことを特徴とする請求項3に記載の検出器の取付構造。

【請求項5】

前記補機は、低電圧バッテリである
ことを特徴とする請求項1～4の何れか1項に記載の検出器の取付構造。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

50

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

取付部材11は、サイドフレーム30に取り付けられている。図1及び図2に示すように取付部材11は、サイドフレーム30に対し車幅方向外側へ延出する形状をなし、補機40をサイドフレーム30に対し車幅方向外側で支持している。補機40は、取付部材11により、サイドフレーム30よりも車両の左側（側方）に配置される。

取付部材11は、補機40を搭載し得る形状に形成されている。図1及び図2の取付部材11は、立方体状をなす補機40（補機バッテリ）の底面と前方および後方の各側面との三面を覆うケース体（バッテリボックス）として構成されている。

10

20

30

40

50